

# 「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口の概要

【目的】 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速かつ適切な解決に向けて必要な対応を、公平かつ透明性をもって実施すること。特に、調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者等の合意に向けて当事者間の対話を促進するなどして、適正な改善を図ること。

## 【説明】

- ・メールまたは郵送により受け付け。
- ・メディアによる情報提供等についても同様の手続きで解決を図る場合がある。

- ・スコープ内の案件(組織委員会の調達案件に関する通報)として処理手続きを開始するか審査する。

- ・当事者等から情報を収集・整理。
- ・助言委員会の委員を選定し、助言委員会を組成。

- ・当事者の対話の機会の設定、事実関係の整理・提示等により、当事者間の対話を促進。

- ・通報に係る事項について、詳細調査を実施。

- ・事実関係調査の情報を含め、事実関係の整理・提示等により、当事者間の対話を促進。

- ・案件の経緯や当事者双方の主張等を整理し、対応方針の案を作成。

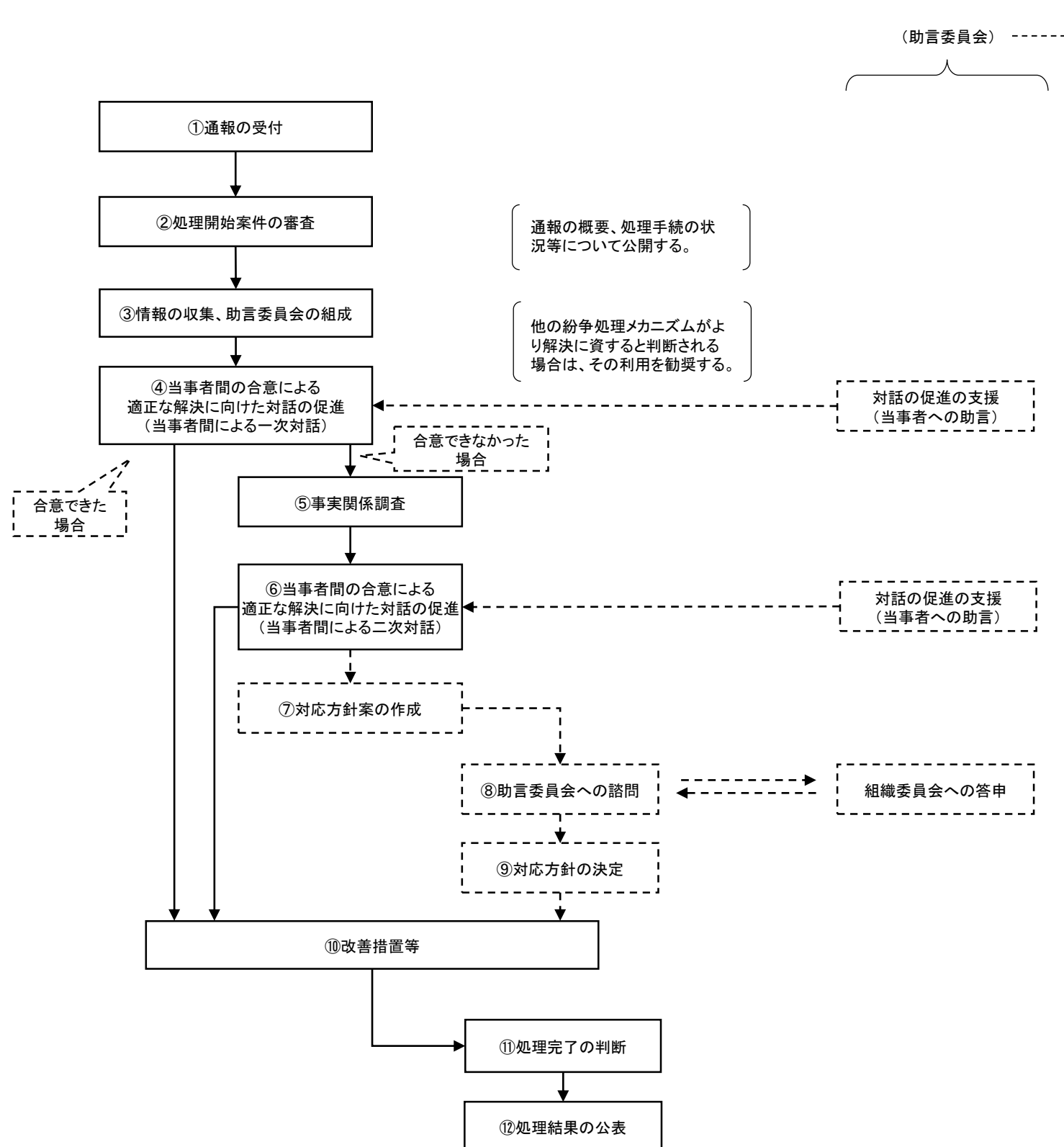
- ・対応方針案について、助言委員会に諮問する。

- ・対応方針を決定する。

- ・改善措置計画の提出、改善結果の報告等を要求。改善結果については関係者に通知。

- ・処理が適切に行われたことを確認し、処理プロセスの完了を判断。

- ・通報案件の処理結果の概要を組織委員会のHPで公表。



(助言委員会)

<助言委員会>  
 ・個々の通報案件の処理に当たり、中立の立場から助言等を行う。  
 ・通報案件の内容等を踏まえて委員候補者から選任された委員1名以上(弁護士1名以上を含む。)で構成する。委員の選任に当たっては、調達WGの意見を聴く。また、対話の実施が見込まれる場合は、両当事者から委員の選任に関する要望を聴き、その尊重に努める。  
 ・委員候補者は、調達WGの意見を聴いた上で、法律、人権、労働、環境・開発、紛争解決、サプライチェーン管理等に専門的な知識及び経験を有する者に委嘱する。

(持続可能な調達ワーキンググループ)  
 ・通報の受付・処理等の状況について組織委員会より報告を受け、通報受付窓口が効果的に運用されるよう組織委員会に助言する。  
 ・助言委員会の委員の人選についても、専門的知見に基づく中立的な立場から意見する。